（厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第九十七条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（老齢基礎年金の裁定の特例）

第九十八条　厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であって次の各号のいずれにも該当するものに係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十六条の規定による老齢基礎年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第十六条の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一　第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二　平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受ける権利に係る裁定を受けたこと。

（国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例）

第九十九条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例）

第百条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の遺族給付金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例）

第百一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の死亡一時金の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の拠出金の免除の特例）

第百二条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき同条第一項に規定する拠出金の額（第二号に掲げる者にあっては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。）を免除するものとする。

一　第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主　同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで

二　第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等　同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月（その月が平成二十三年十一月以後であるときは、同年十月）まで

（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例）

第百三条　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の災害援護資金であって、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント（政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント）」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

2　前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

（日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任）

第百四条　次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一　第四十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

二　第五十七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

三　第五十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改定

四　第六十六条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

五　第九十四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標準報酬月額の改定

六　第九十五条第一項の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項の規定による届出の受理

2　前項の場合においては、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十七条第二項第四号中「ホ　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務」とあるのは、「ホ　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務　ヘ　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百四条第一項に規定する権限に係る事務」とあるのは、「ホ　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項に規定する権限に係る事務、同法第十七条第一項に規定する事務及び同法第十八条第一項に規定する収納に係る事務　ヘ　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百四条第一項に規定する権限に係る事務」とする。

3　厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4　第一項各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

5　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（適用）

第百五条　第四十九条、第五十七条、第五十九条、第六十六条、第八十一条、第八十四条、第九十四条、第九十五条及び第百二条の規定は平成二十三年三月一日から、第五十条から第五十六条まで、第六十一条から第六十五条まで、第六十七条から第七十一条まで、第七十三条から第七十七条まで、第八十二条、第八十六条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで及び第百三条の規定は同月十一日から適用する。